

議案第78号

天理市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

天理市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を次のように制定しようとする。

平成28年12月8日提出

天理市長 並 河 健

天理市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、天理市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、9人とする。

(推進委員の定数)

第3条 推進委員の定数は、10人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(天理市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の廃止)

2 天理市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例（昭和32年7月天理市条例第7号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に在任する農業委員は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定により、なお従前の例により在任するものとする。

(天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一

部改正)

- 4 天理市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年1月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第5号を次のように改める。

5	農業委員会の委員			
	会長	月額	59,000	同上
	委員	月額	43,000	
農地利用最適化推進委員	月額	43,000		